2021 (令和3) 年度 第3回 伊賀市景観審議会

- 1 開催日 2022 (令和4) 年3月2日 (火)
- 2 開催時刻 10時00分
- 3 閉会時刻 12 時 00 分
- 4 開催場所 伊賀市役所 2階 202.203
- 5 事項
 - (1) 会長の選任について
 - (2) 伊賀市における景観計画について
 - (3) 実績報告
 - (4) その他
- 6 出席委員(8名)

浅野委員, 小丸委員, 滝井委員, 武保委員, 辻本委員, 天野委員, 菊野委員, 森藤委員

7 欠席委員(1名)

重住委員

8 事務局 市長、山本建設部長、川部都市計画課長、山口都市計画課公園景 観係長、西澤都市計画課公園景観係員、福岡都市計画課公園景観係員(6名)

------10 時 00 分開会------

事務局) 開会のあいさつ

事務局)出席の報告

事務局)議事の確認

事務局) 本日の資料の確認

事務局)伊賀市情報公開条例に基づき会議録作成のための音声録音について

事務局) 傍聴人確認 O名

発言者: 会長

発言内容: それでは前期に続きまして会長をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。それでは先ほど確認していただいた資料に基づきまして進めていきますので、何かご意見などありましたらぜひよろしくお願いしたいと思います。引き続き進めていきたいと思います。では事項書の議事の2ということで伊賀市における景観計画について事務局の方からご説明お願いします。

事務局)伊賀市における景観計画についての説明

発言者: 会長

発言内容: どうもありがとうございました。景観審議会の委員を前回から継続される方は、景観計画の内容を理解している方も多いかと思いますけれども、ただいまもありました、伊賀市の現在の景観計画の内容ですが、委員の方々から何かご質問等ございますか。

発言者: 委員

発言内容: 資料の最後のページに景観計画不適合事例というものがありますよね。不適合の場合はどういう風な対応をしていますか。参考のために教えてください。

発言者: 事務局

発言内容:事務局の方から説明をさせていただきます。パワーポイント資料の一番最後に付けさせていただいて、この後非公開でお話させていただく部分になりますが、内容としましては景観計画で届出を出していただいた際に、適合通知を発行するように景観形成基準というものを守っていただくように指導し、ここが適合していないというようなことを施主と設計者に指導させていただいて、適合通知書というものを発行するために協議をしますが、どうしても予算の都合や、私的財産権との兼ね合いもあってなかなか聞き入れていただけないという場合についてはものにもよりますが、不適合通知という形で発行します。不適合通知を発行して終わらない場合もありまして、著しく景観に悪影響を及ぼすもの、例えば城下町に対してとても大きなものや、また本当に華美なものにつきましては、まずは景観審議会に諮って議論をしていただく場を設けさせていただいた後に再度指導、勧告、公表と進んできまして、最終的に、景観法記載もありまして変更命令という形で指導を出すことが可能ですが、それも守れないと罰則50万円となります。ですので、このようにならないように指導を行い、景観というものがいかに重要なのかということで理解していただいて、まち作り

をしていくというのも景観計画の目的なります。

発言者: 委員

発言内容:ありがとうございます。

発言者: 会長

発言内容: はい。どうもありがとうございます。他にはよろしいですか。もしまた何かありましたら質問していただければと思います。では、事項書に従ってですね3番目の実績報告の方を事務局お願いします。

事務局) 実績報告についての説明

発言者: 会長

発言内容: どうもありがとうございました。それではただいまの実績報告ですけど委員の方から質問がありましたらよろしくお願いします。

発言者: 委員

発言内容: 不適合のところでもう少し聞いてみたい。建築物を建築するときに 申請とかその辺はどういう手順でされていますか。

発言者: 事務局

発言内容:基本的には施主がこういうところにこういうものを建てたいという計画になった時点で一旦は都市計画課に来ることになっています。どういう規制がある地域ですかっていうような形で、例えば、建物を建てるための用途地域という地域であったりとか、建ぺい率容積率、建物の大きさの規制はないかとかいわゆる景観の関係であったり、そういう中で伊賀市の場合は今までの線引きをしていましたので、市街化区域、市街化調整区域というものがありましたが、市町村合併してからそれぞれ区々のやり方をしていることではまずいだろうということで、平成30年4月に一旦上野の線引きを廃止しました。都市計画区域、伊賀とか青山とか阿山の一部も都市計画区域としていましたが、それを一つに統合した。ただ、線引きを外すといろんなとこでいろんな物が建てられる。自由に建てる地域が多くなりますので、伊賀市の適正な土地利用に関する条例でその建物なり工作物をコントロールしていこうという状況を平成30年に作った。それをまずは建物を建てる前にその条例の手続きが必要です。そのときに、どういう他の規制がある地域ですかというのを調べてくださいということで、一つスタンプラリーのようなものがあり、施主なり建築設計事務所がいろんな規制

関係を回っていただいて、建築確認申請を出していきます。その中の一つに景観があるわけです。城下町の重点区域ということになると、これは全ての行為に関して手続きが必要です。これは建築確認とは別の手続きになりますので、並行してやってもらうことは可能ですが、ただ、景観形成基準というものがあります。規準に満たないような例えば外観や、意匠というものに関して我々が指導をすることができます。「この部分についてはこの景観形成基準に合致してないので再検討してもらえないだろうか。」と施主側に指導していくわけです。それで、市独自で判断できない場合は景観アドバイザー、もしくはそれによっても判断できない場合は景観審議会で議論していただいて意見をいただいて、市長が施主に対して要は意見を言うという形になります。結局そこまでしても、施主として景観上の指導を聞くことはできませんということになれば不適合で処理せざるを得ない。いきなり出てきたものを不適合ですよと返すのでは無く、何回かキャッチボールを経てやり取りしていますが、それでもやはり結果的に基準に満たない建物になったということになる。そうすると適合か不適合かという判断になった際に不適合という形で出さざるを得ないということになります。

発言者:委員

発言内容: 概要はわかりますが。私も線引きは不要だと前々から発言しておって、その代わり条例をつくって市ですることは良いことだと多分日本でも珍しい形になっているはずだ。伊賀はね。だからそういう意味で、かなり前向きだ。だけれども、今よく聞いたらなんとなく現場はよくわからないけれども、もう少し不適合になるまでにもっと何とかならないものかなというのが一般的な考えかと思う。施主というのか施工者がいて所有者がいますよね。その辺でもう少しうまく回っていれば罰則50万というようなものはそうなる前に、もう少しプロセスを汲み取ってあげてないといけない。お互いにキャッチボールをすればそうなる問題ではないかなと思う。

発言者: 事務局

発言内容: 仰る通りです。ただ景観形成基準という中で何が今ネックになっているかというと軒の連続性ということです。軒が続いて初めてこういう町並みらしいものになっていく、伊賀市らしいものになっていくというようなことの中で建物を建て替えるにあたってトイレを水洗化しないといけないので例えば、前に車を置きたいから駐車場として活用してそこに浄化槽を入れましょう。だから軒は連続せずに奥へ下がってしまう。だから、そういった部分を押さえるのに前に塀か柵か考えてくださいねっていうことをこちらの方から申し上げても費用的な問題で、1/2 の助成だけでは自分の持ち出しが多いから、それだとでき

ないというケースもある。場合によっては、今風の建物、例えばハウスメーカーがつくるような建物にしたいというような人もいるわけですね。そうすると調和が図れなくなるということで、何とか考えてもらえないでしょうかということをお願いしても、やはり施主の考え方ということで設計事務所の方からもそれ以上のことが言えない。そういうことから不適合を出さざるを得ない。議論を重ねていくが、どうしても適合でないとなります。景観形成基準を満たして初めて適合なので。適合でないものは不適合として出さざるを得ない。ということです。

発言者: 委員

発言内容:そのあたりはどういう風に現場で読み取っていますか。

発言者: 委員

発言内容: 景観アドバイザーをして事務局のほうから相談が都度あります。その際に意見という形でくださいということでいわゆるキャッチボールはさせていただいています。

発言者: 委員

発言内容: 事務局とアドバイザーのキャッチボールはいいですが、施主なり発 注者との直接のやり取りは無いのですか。

発言者: 委員

発言内容:直接の指導はできないですからね。

発言者: 委員

発言内容: そういう窓口というものはできないものですかね。

発言者: 事務局

発言内容: 多分アドバイザーなり景観審議会から施主に対しての要求はできないと思いますね。だから行政から。だからあくまで審議会にかけて、ご意見を会長から答申をいただいて、その内容を踏まえて市長名でこういうふうなことで景観形成基準に満たしていないから是正してくださいねというやりとりになるのではないかと。

発言者: 委員

発言内容:そういう意味では地元に住んでいる人とか住みたい人たちがやっぱ りこのまち並みを綺麗にしたいねと統一感あるものにしたいという意思形成を まず行為者がもってもらうということ。規制の前に。そのために協議会です。う えのまち風景づくり協議会というのが機能して町中に住まう方がそういう気持 ちになっていく。自分が家を建てるとすればこういう家がいいよねっていうそ ういう気持ちになっていただいてボトムアップしていかないと、なかなかこれ は。ライフスタイルが変わってきています。昔の住み方と違ってきていますから、 どんどんハウスメーカーが既成のものを持ってくるわけですね。今、実は家を建 てるという感覚でなく家を買うという感覚になっています。既製品を買い込む。 展示場に行って、これがいいねあれがいいね。じゃあこのメーカーのこれを建て ましょうという感覚になっていますから。あれこれ考えて大工さんに頼んでと いうプロセスがないですね。一番大切なのは風景づくり協議会が機能して審議 会で法律とか条例だけじゃなくて皆さんのそういう気持ちにならないと。先ほ ど助成実績 4 年前連続 0 件でこれほんとにつらいですよね。一時期は 470 万の 満額くらいでそこから減少している。やはり施主さんのどういう風に建てたい かというところと、こうして欲しいという気持ちが乖離してしまう。それを統一 しようと思っても今度は金の問題が出ます。だから助成しましょうとなる。それ で完全に出来るかっていうとできないです。多少の足しにしかならない。

発言者: 委員

発言内容: まず助成金が安いから応じてくれない。

発言者:委員

発言内容:それだけじゃない。

発言者: 事務局

発言内容: それだけでもないですけど、基本的に 1/2 です。1/2 の助成ということは、例えば 2 分の 1 は自分で出さないといけないわけですよね。だから、例えば 300 万円の改装をしたいと思っても 150 万円は補助がありますが、150 万円は自分で出さなければならない。ただ、改装費用が逆に 300 万から 600 万になれば、自分の持ち出しも当然増えてくるわけですが。

発言者: 委員

発言内容: 600 万円になったら 300 万円ではないのですか。

発言者: 事務局

発言内容: 200 万円が上限です。

発言者: 委員

発言内容: 不適合になったら建築確認を下ろさなければいいのではないですか。

発言者: 事務局

発言内容: できないのです。建築基準法という法律、別法律あるので、その建築 基準法を満たしておれば、それは建築確認をおろさざるをえないですね。その部 局が。

発言者: 委員

発言内容:強制力がないわけですか。

発言者: 事務局

発言内容: あくまで景観っていうのは一応弱いというか強い法律でなければな

らないが、こういう事態になってくるとお願いという形になってしまう。

発言者: 委員

発言内容: 50万の罰金になると書いてあるのですよね。伊賀市では何件ありま

すか。

発言者: 事務局

発言内容: 0件です。

発言者: 委員

発言内容: 景観を思っているのであれば、執行するとか、そういう気構えは市

長にはありませんか。

発言者: 事務局

発言内容: 市長は景観に関して今日も挨拶申し上げましたが市長の思いで20世

紀遺産であるとか景観を重視していると思います。

発言者: 委員

発言内容:勧告や公表についてはおこなった実績はありますか。

発言者: 事務局

発言内容: それもないですね。私有財産を景観の条例等で重く規制してしまうことによってトラブルになる可能性がある。物件に応じて審議会に諮ったり意見を聴取し指導をしている。市独自の判断でこれは駄目ですねと判断ってなかなかできないものですから。

発言者: 委員

発言内容: その場合に審議会にかけてね。「今度、相手方と折り合うために 1/2 を 250 万円じゃなくって、500 万円の限度にしたいです。これやったら守ってくれます」というような意見を市から出すくらいの気構えは無いということですね。

発言者: 事務局

発言内容: 助成金の交付要綱に定められています。なぜ 4 年続けて 0 なのか。 それは、1/2 の補助と違ってもっと補助を手厚くしたら基準を守るのか、例えば 地域をもっと広げることによって該当するところに助成が出せるのか、そうい ったものを今回令和 4 年度中ぐらいにその方向性を示していきたいというふう なことを考えています。今のままではずっと 0 が続いているわけですから、何 かを変えていかなければいけないといこちらは思っています。

発言者: 委員

発言内容: これからですね。

発言者: 事務局

発言内容: 市長が冒頭申し上げたように景観計画の見直しが急務となっています。だから皆さん方のお力をいただきたいということです。よろしくお願いします。

発言者:委員

発言内容:現状がよくわかりました。

発言者:会長

発言内容: それも重要な問題で、景観審議会で改善に向けてずっと継続審議していることです。質問ありがとうございます。私からも補足しますと、この 3、4 年ぐらいずっとこの不適合の問題が大きくなっていまして先ほど委員からもお話ありましたけど私の知っている限りだと不適合通知を伊賀は結構たくさん出しています。松阪とかはそんな出してないですよね。やはり、事前に所有者の

方と委員の方々にご指摘いただいたようにそれから会長代理からのお話しでいただきたいたように、事前打ち合わせて、出来るだけトラブルを防ぐというのが景観計画の基本趣旨です。それで伊賀の方でどうやって防ぐのかということで、一つの大きな背景が景観計画を作ったときに風景づくり協議会を立ち上げて、まず上野地区を重点地区に指定していこうということで、自治会長に集まって皆さんに賛同していただいて協議会を立ち上げましたが、ちょっとその後の事情があって風景づくり協議会がしばらく開催されない状況がありましたのでそれでまず風景づくり協議会を立ち上げるのに 2 年間ぐらいかけて取り組みをしてきたと。風景づくり協議会を立ち上げたのは昨年度でしたか。

発言者: 事務局

発言内容: 令和元年度に上野の3自治協と協議をさせていただいて令和2年度からさせています。

発言者: 会長

発言内容: 地元の方々の協力をいただいてたちあがりました。と言った瞬間こ の 2 年間のコロナによって、風景づくり協議会の皆さんとの議論がストップし ている状況です。コロナが無かったらこの 2 年間ずっと協議してきて不適合物 件が今年度減りましたという報告が本当はできる予定だったのですが。コロナ が早く改善されてみんなで対面で打ち合わせができるような状況になれば、こ の状況について風景づくり協議会の皆さんと議論をして、未然に防いでいくと いうことを話し合いたいという風に思います。また審議会でも適宜報告をさせ ていただきますので、委員の皆さんからも、いいアドバイスがありましたらよろ しくお願いします。それから伊賀の修景整備の上限 200 万円の話ですが三重県 の中で決して安いものではないです。またその額の妥当性も今後見直していこ うというのが一つの検討課題に上がっていたと思いますので。この 200 万円も 昔からこれは割と初期の段階では高額で補助費を出していただいていたと思い ます。ポイントは、後発の自治体が200万円を超えるようなものを出している。 伊賀は取り組みが早くて、先進的でしたが後から出てくる景観行政団体が超え てきている。松阪とかですね。なぜ超えていくかというとこの十数年間に補助対 象となるべき歴史的な建築物が少なくなっているので、行政としても単価を上 げても出せるだろうと。20 年前とかだとたくさんの物件がありましたのでその 時は所有者の方が皆さん言われると、高額な補助金を出しきれないということ で多分各自治体の財務と景観の部局で話し合いをして金額を決めている。ずい ぶん減ってきている。当然、伊賀も歴史的建築物が近年減ってきていますので、 補助金の制度を上げて、その代わり残してもらって伊賀のですね、まち作り特に

観光とか文化という点ではすごく重要だと思いますので、協力していただく会員に単価をあげることも今後検討していこうということですね。審議会でも数年前から委員の方から意見をいただいていますので先ほど話した通り、コロナが、おさまったらそういった議論を継続させていただければという風に思います。また、皆さんどうぞよろしくお願いします。他の事で委員の方から何かありますか。

発言者:委員

発言内容: いつも気になっているのが青山高原に登る時登り口に大量のゴミがある。冷蔵庫とかタイヤとかがある。あれを放置しているのはおかしいと思いますがどうですか。

発言者:委員

発言内容: 青山町のときから置いてあって、町の方から置いている人に言いに行きました。そうすると捨てているのではなく、一時的に置いているのだと。この一時的が 10 年以上になるのでね。だから勝手に他所の人が捨てに来ないようにしていると。私のところが最終処分場に持っていくために置いているみたいなこと言われてそれを言われるとどうすることもできませんと市の担当さんが言ってきてね。私は毎年マラソンをやっているのでマラソンのたびに今年どうですかといいますが法律上はもうそう言われたら。保管場所やからと言われたら行政はなにもできませんと言われた。ほんとは地元が運動でもしない限り行政としては動けなという風に言われてその後の結果はまだ知らない。

発言者: 事務局

発言内容:また環境の方に聞いておきます。

発言者:委員

発言内容: 環境もちろん大きな関係があると思うけれども景観という観点から見ればね。なすり合いじゃなくってさ。やっぱり景観上の問題が大きいと。それで、景観上の問題でどう考えて行くかがアプローチしていくようなことも今後も必要と思いますよね。環境というものよりも景観という部分でね、合わせて両方でね、条例なりを作っていかないといけないかなと思いますよ。

発言者: 事務局

発言内容: 伊賀市景観計画の 26 ページ。屋外における土石廃棄物等の堆積という表現があって廃棄された車が置かれている田園地帯の写真だとかですね。農

村にされた産業廃棄物の状況であるとかですねそういうのはここにうたっております。それで一応設置の基準に関しては当然ですね委員仰っていただいたように、景観上の問題ということもありますが、この中ではですね景観に基づいて云々ということは書いてないですけど、私どもの判断の中では環境部局と連携とりながらこうやっていくこととは思っています。ただ、景観上もこのような問題がありますというものは当然この景観計画の中にこのページの中で使っている状況です。ですので、そういった田園景観や山並み景観を阻害しているということで定める基準を定める必要性がありますというところですが、それについてはやはりさっき申し上げましたように、景観法であるとか、そういう景観条例的なものよりも環境の罰則が伴うものの方がいわば規制がきつくなりますので、そういった部分の中でより規制ができる手法を考えていくっていうのが重要ではないかと思っています。

発言者: 委員

発言内容: 10 年以上放置されていて罰則もなしに。そういうのがよろしくない。もう少し方針を立てないと。もう一つ、友生インターの名阪国道に上る入り口のところゴミだらけだよね。いつ見てもゴミだらけ。印象わるいよ。他所の町ではもう今はゴミなんて見られない。国土交通省があるのだからね。あんなの恥ずかしいですよ。名阪国道から上野のほうに入ってくる上野東インターあのあたりも側道の草がすごくてね。あんなのみっともないですよ。

発言者:委員

発言内容:私も同感で、立ち上げませんかボランティアで。

発言者: 委員

発言内容:自治会みんなで草刈りをしたりしていた。

発言者:委員

発言内容: 行政も市民も上げてやらないといけない話ですよね。観光都市を自称するのであればもう出入り口であるインターチェンジの汚さをなんとかしないと。ある時期に中瀬の住民自治協議会がやってくれていました。直後は綺麗ですけどすぐまた汚くなりますね。たぶん全部ポイ捨てです。何でこんなことするのかなと思いますが。腹立つのと情けないのと。それは同感です。これはやっぱり、市民総ぐるみでやらないかんなと私は思っています。みんなで協力しましょうよ。行政もですよ。ポイ捨ては綺麗だったらできないですもんね。私はそこへ

鳥居を建てたらいいと思います。

発言者: 委員

発言内容: 東部の住民自治協議会でも定期的に年何回か清掃ボランティアで清掃活動をしていますので各住民自治協議会ではやっていると思いますが本当にそのときはね綺麗になっても、また次の時までに元の木阿弥になっている。

発言者: 委員

発言内容: ごみを捨てないでくださいじゃなくて綺麗にしていただいてありが とうございますという看板にしないとだめです。

発言者: 委員

発言内容: 友生インターの周辺はね我々が草を刈ったりゴミを拾ったりするのは非常に危ない。

発言者: 委員

発言内容:危ないですね。

発言者: 委員

発言内容: だからこれは奨励できないです。これはね国土交通省の北西事務所にしばしば言わないと。草刈りとごみの政策はちゃんとしてくれっていうふうに行政の方から言ってもらわないと。

発言者: 委員

発言内容: 役所仕事じゃなくてやはり市民がやらないといけない。役所仕事じゃできないです。草刈りは行政でやってもらわないといけない。草刈りは危険ですよ。ゴミ拾いも危ないのはわかっています。だから国土交通省の許可ももらわないといけないし、立ってもらわないといけないと思いますよ。

発言者: 委員

発言内容:地域は。

発言者: 委員

発言内容: やっていますよ。毎日は無理ですし、なかなか追いつかない。年に4回。日曜日の朝やっています。

発言者: 委員

発言内容: 住民自治協もボランティア。確かに私たちも国道をやったりしている。国土交通省に行政としていうことを聞いてくれなくても、要望は出し続けないと。

発言者: 委員

発言内容: 多分中瀬はやってくれています。年1回か2回は。行政の方も看板も建てていますが、効果がないですよね。

発言者: 事務局

発言内容: 地元の役員さんからも上がってきたりしますけれども、今現在伊賀市のホームページで、参声広場というものがあります。参声広場で市民の方からも「こんなのをみたけど、これどうですか」ということがあるわけですよ。それに対して回答を考えて返すわけですが、そのときに名阪国道のインターチェンジのゴミ何とかならないのっていうものも見たことあります。そのときの回答については国交省の国道事務所の方に一旦そういう旨をお伝えしますと言うような市からの回答だったと思います。

発言者: 委員

発言内容: 参声広場もわかる話だけれども今日は審議会です。これは個人や地区がしなさいというができる問題とできない問題がある。

発言者: 会長

発言内容: いろいろとご意見ありがとうございます。景観守備範囲広いですよね。ゴミの問題もそうです。それから景観計画で建築物工作物中心にしています。空き家なんかもそうですよね。同じような状況であると思いますので。今ご指摘していただいておる問題は景観の重点地区にも似たような問題があります。重要なご指摘だと思います。ありがとうございます。

発言者: 委員

発言内容: 戻るけれども、指導したら、やっぱり応じてくれるケースというのも何件かありますか。

発言者: 事務局

発言内容:ありますね。

発言者:委員

発言内容: そうですよね。地元に住んでいるのだし、それは理解を示すような 形で。

発言者: 事務局

発言内容: 初めは景観計画そのものをご存知じゃなかったという施主の中で、 先ほど申し上げました今風の建物を建てたいなと思っていたが、設計事務所が 最初に調査しに行くと景観計画の中の重点風景地区です、だからこういう縛り があるということをお伝えいただいたら、違う方法考えなきゃ駄目だねという 形で、当初の計画から変えていただいて手続きが上がってきたということは、だ から適合通知出しているというのもあるわけですね。だから全てが市の景観計 画無視してやろうというような人はおられない、知らなかったという人が大半 だと思いますので。

発言者: 委員

発言内容:この実績がないから、みんな反発しているのかなと思って。

発言者: 事務局

発言内容: 件数も少ないですね。景観助成ができるものというのはこの緑色のエリアの所が基本です。ということは例えば令和3年度で1件であるとかですね。令和2年度に関しても4件というぐらいのところが基本ですのでその中でどうしても基準を満たしていなかったという形です。

発言者: 委員

発言内容:そうですよね。知らなかったという人も。

発言者: 事務局

発言内容: おります。設計事務所を地元の設計事務所にお願いしているとこういう計画があるのは分かってくれるところもありますが、例えばハウスメーカーとかでしたら地元の設計事務所じゃなしに例えば名古屋であるとか大阪であるとか奈良であるとか。そういうところの設計事務所さんが手続きしてくれますので、それが分からなかったっていうところもあるかもしれませんね。

発言者: 委員

発言内容: 景観協定地区は緑色じゃないが、要求をすれば助成されるというシステムになっています。黄色のところでも白のところでも自分たちのところは

自分たちで綺麗しましょう。というものです。そういう協定を作れば、その人に対しては、助成できる制度になっている。前例としては魚町で協定をつくっていただいています。10年期限かな。いまはもう期限が切れています。

発言者: 事務局

発言内容: そうですね。魚町の景観協定地区については引継ぎで聞いておりますが、10 年やって、やめたいという人が過半を超えたらやめるというようなものなので本来永続ですが、景観計画の策定前にあった景観協定なので担当間で、さらに強い景観計画の法的規制っていうのができてそれまでの景観協定については緩めにできていたので上書きすることによって協定が切れたという考え方になると聞いています。自治会長にも了解得て、そのようにしていると聞いています。

発言者: 委員

発言内容:例えば新たに条例に基づいて協定を結べばということですね。

発言者: 事務局

発言内容: 仰る通りです。

発言者: 委員

発言内容: 例えば愛宕町の通りをきれいにしましょうということでその範囲を 決めてそこで協定を結び付ければというところです。

発言者: 会長

発言内容: 助成金の在り方も最終的に見直しする必要があると思いますので。 今日も同じようなご指摘をいただきましたので、引き続き継続して検討してい きたいというふうに思います。では他にはいかがでしょうか。

発言者:委員

発言内容: もう一つ気が付いたのでいいですか。これも絡みつき合う計画、ウォーキングトレイルのカラー舗装、まあ綺麗だろうけれども弱いよね。ぼこぼこだよ。特に新町あたりですよね。その理由は施行が悪いのか、ものが悪いのかかっこ悪いよ。本当に醜いよ。

発言者: 事務局

発言内容: 新町とかの本町通り的なものについてはですね東側ですね車坂から

ずっとここあたりについてはちょっと早くから舗装されているところは表明が 剥がれてきているところも見受けられます。ただ施工的なものと違って、もう多 分アスファルトの材料そのものを劣化というかですね、今のアスファルトだと 結構精度がいいです。今逆に言えば、中之立町が終わったのかな。愛宕町もやっ ています。合材といいますかですね、の精度が昔に比べて当然進展しているので いいのかなと思いますが。

発言者: 委員

発言内容: ただね、5 年や 10 年や 15 年そのぐらいで、痛む材料をなんで選ばないといけないのか。 道路をつくるなら 20 年 30 年 40 年 50 年は持つというぐらいのものを。そういう風に業者なり企業に。そういう風な道路にしていかないことにはやはり。 ボロボロだから寺町にしても。

発言者: 委員

発言内容: 私も地域の自治協で市道とかアスファルト凹んでいるところに要望書を出して修繕していただいたり、もう民家の無いところはアスファルト現物支給してもらったりしてね。

発言者: 事務局

発言内容: レミファルトね。

発言者: 委員

発言内容: 出合でしてね、そしたら今のものは水を掛けたらすぐ固まる。もし そうなっているのであれば、また市と相談するなり現物支給なりで。

発言者: 委員

発言内容: 黒いアスファルトならね。

発言者: 事務局

発言内容: そう、色がついています。

発言者: 委員

発言内容:カラー舗装で色がついている。

発言者: 委員

発言内容:そんなものもあるのですね。

発言者: 事務局

発言内容: それと通常のものより値段が高くなっている。

発言者: 委員

発言内容:見た目はいいですけれどもね。

発言者: 事務局

発言内容: 一つ問題であるのは、家を建てたときに前に水道管を引っ張るのに 少し切って絆創膏みたいにつぎはぎだらけみたいな感じで戻してしまう実態も ありますので、「もう少し事前にそういう計画ができなかったの、舗装するまで に」というのはこちらの思いはあるのですけれどもね。

発言者: 委員

発言内容: つまずいたりしたら危ないのでね。

発言者: 会長

発言内容: どうもありがとうございます。道路に限らず都市全体が老朽化しているので、建物も含め維持管理が非常に大変ですね。過去施行したものがどんどん老朽化して。ご指摘いただいたことは重要だと思いますので、道路部局には審議会でこういう意見が出たからということをお伝えして。特に景観審議会としては、景観計画の重点区域とか重点風景区域に入っているエリアの道路メンテナンスは特に重点を置いていただきたいと。景観審議会からの意見ということで、道路部局にもお伝えいただければと思います。それでは実績報告についてですけれども以上でよろしいでしょうか。議事 4 番のその他事項についてはここから一部非公開ということですね。3番の④のその他でここから審議会の一部非公開にさせていただいて事務局から報告いただきますがよろしいでしょうか。

―その他事項一部非公開―

発言者: 事務局

発言内容: たくさんの貴重なご意見ありがとうございました。新しい委員様についても伊賀市景観審議会の雰囲気を分かっていただけたのかなと思います。 それではですね、これをもちまして令和3年度第3回伊賀市景観審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願い いたします。